

年管管発 1 2 2 8 第 1 号
平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日
(最終改正：令和 4 年 3 月 29 日 年管管発 0329 第 11 号)

日本年金機構
年金給付事業部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

年金生活者支援給付金の支給に関する法律、同法施行令及び同法施行規則
の施行に伴う事務取扱等について

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成 30 年政令第 364 号。以下「令」という。）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成 30 年厚生労働省令第 151 号。以下「規則」という。）が平成 30 年 12 月 28 日に公布され、その内容については、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令」及び「年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令」の公布について」（平成 30 年 12 月 28 日付け年発 1228 第 2 号厚生労働省年金局長通知）及び「年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則」の公布及び「年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第六条第一項の規定に基づき年金生活者支援給付金受給資格者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件」の告示について」（平成 30 年 12 月 28 日付け年管発 1228 第 1 号厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知）により日本年金機構理事長宛て通知したところである。

令和 2 年 6 月 5 日に公布された年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号。以下「改正法」という。）第 13 条により年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号。以下「法」という。）が改正され、令和 2 年 6 月 5 日から厚生労働大臣が市町村に対し所得情報等（「前年の所得の情報」及び「同一世帯の世帯員に係る情報」をいう。以下同じ。）の提供を求めることができる者の範囲に、毎年新たに年金生活者支援給付金の支給対象となり得る者が加えられたほか、令和 3 年から所得情報の切替時期が 8 月から 10 月へ変更されたところである。

また、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 2 年政令第 178 号）、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 2 年厚生労働省令第 114 号）及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令（令和 2 年

厚生労働省令第 115 号) が令和 2 年 6 月 5 日付けで公布及び施行されたほか、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (令和 2 年政令第 369 号) が令和 2 年 12 月 23 日に公布され、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 (令和 3 年厚生労働省令第 46 号) が令和 3 年 3 月 8 日に公布されたところである。

これらを踏まえた年金生活者支援給付金に係る事務取扱等については、下記のとおりであるので御了知いただくとともに、実施に当たっては貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、市町村に対しても、周知していることを申し添える。

記

第 1 市町村等から機構への所得情報等の提供等に係る事務

1 既受給者等に係る所得情報等の提供

毎年 4 月 1 日における年金生活者支援給付金の受給者 (以下「既受給者」という。) 及び毎年新たに年金生活者支援給付金の支給対象となり得る者 (令第 13 条の 2 に規定する者をいう。以下「受給候補者」という。) に係る事務処理については、以下の取扱いとすること。

(1) 既受給者に係る事務処理の内容

日本年金機構 (以下「機構」という。) は、既受給者に係る所得情報等について、市町村 (特別区を含む。以下同じ。) に対して、国保中央会ルート (国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会を経由する方法をいう。以下同じ。) により照会を行い、市町村から当該情報の提供を受けること。機構は、国保中央会ルートにより取得した所得情報等に基づき、既受給者が給付金の支給要件に該当するか否かについて判定を行い、引き続き支給要件に該当すると判定された既受給者については、継続認定処理を行うこと。

この際、支給要件不該当となった既受給者については、再度機構において 9 月 30 日を指定して個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。) 第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。) を活用した情報連携 (番号利用法第 19 条第 7 号に規定する番号利用法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報提供の求め及び提供をいう。以下同じ。) にて所得情報等を照会した上で、再度不該当となった者に対し、年金生活者支援給付金不該当通知書を送付すること。また、継続認定処理を行った者のうち、支給額に変更がある者に対しては年金生活者支援給付金支給金額変更通知書を送付すること。

また、国保中央会ルートで所得情報等を取得できなかった場合は、個人番号を活用した情報連携により所得情報等を取得し、継続認定処理等を国保中央会ルー

トによるものと同様に行うこと。

(2) 受給候補者に係る事務処理の内容

機構は、受給候補者に係る所得情報等について、受給候補者が毎年4月1日時点で住所を有する市町村に、国保中央会ルートにより照会を行い、市町村から当該情報の提供を受けること。当該提供を受けた情報に基づき、機構は、受給候補者に対し、①又は②の方法により請求書を送付し、請求を促すこと。

① 簡易な請求書（はがき型）の送付

国保中央会ルートにより、市町村から提供を受けた所得情報等に基づき判定を行った結果、支給要件に該当する受給候補者に対しては、氏名等のみの記載により請求が可能なハガキ形式の簡易な請求書（以下「簡易な請求書（はがき型）」という。）の送付を行うこと。また、市町村から所得情報等の提供を受けられなかった場合は、個人番号を活用した情報連携により取得を行い、支給要件に該当する者に対しては、簡易な請求書（はがき型）の送付を行うこと。

② 通常の認定請求書の送付

機構は、国保中央会ルートにより所得情報等を取得できなかった者については、個人番号を活用した情報連携により当該情報を取得すること。個人番号を活用した情報連携によっても取得できなかった場合は、請求書及び所得状況届を送付して取得すること。さらに、機構は必要に応じて、市町村に対し、紙媒体による所得証明を求めることとする。

(3) 事務処理の留意事項

国保中央会ルートにより所得情報等を取得できなかった場合は、個人番号を活用した情報連携により所得情報等を取得することとなるが、当該情報連携による所得情報等の照会は、9月30日以前に照会を行う場合は直近時点を、10月1日以降に照会を行う場合は9月30日を指定して実施すること。また、既受給者の継続認定及び受給候補者の新規認定を行う際に当該方法では取得できない場合は、既受給者及び受給候補者（以下「既受給者等」という。）へ所得状況届を送付し、既受給者等から提出される当該届書に基づき支給要件を判定すること。さらに、機構は必要に応じて、市町村に対し、紙媒体による所得証明を求めることとする。

なお、市町村において所得等の証明を行う際は、個人番号を活用した情報連携を用いて所得情報等を取得した者と同様に、9月30日以前に所得等の証明を行う場合は直近時点を、10月1日以降に所得等の証明を行う場合は9月30日を指定して行うことが望ましい。

(4) スケジュール

- ・ 毎年4～5月

機構は、毎年4月1日時点の既受給者等を抽出し、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）へデータを回付する。

- ・ 毎年5月

国保中央会は、各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）へデータを回付する。国保連合会は、毎年5月末までに市町村へ同データを回付する。

- ・ 毎年6～7月

各市町村は、回付されたデータに前年中の所得情報等を収録し、国保連合会が指定する日までに、国保連合会へ回付する。

- ・ 毎年7月

国保連合会は、国保中央会へ同データを回付する。

国保中央会は、毎年7月末までに機構へ同データを回付する。

(5) 市町村が機構に対し提供する所得情報等

通知を受けた市町村は、当該通知のあった既受給者等ごとに、以下のとおり、その支給要件に係る調査の対象となる年金生活者支援給付金の種類に応じた必要な所得情報等を提供すること。

① 老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金に関し必要な所得情報等

ア 既受給者等の照会年の前年中の所得額

- ・ 公的年金等の収入金額（所得税法第35条第3項）
- ・ 合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号）
- ・ 公的年金等に係る雑所得（所得税法第35条第2項第1号）

イ 既受給者等及び既受給者等の世帯員に係る照会年度の市町村民税の課税状況

- ・ 照会年度の市町村民税が世帯課税であるか世帯非課税であるかの区別

② 障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金に関し必要な所得情報等

ア 既受給者等の照会年の前年中の所得額

- ・ 総所得金額、退職所得金額、山林所得金額等の合計額（令第10条第1項に掲げる額）
- ・ 次に掲げる所得控除額等（令第10条第2項に掲げる額）
 - － 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額及び配偶者特別控除額に相当する額
 - － 障害者控除、特別障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除及び勤労学生控除
 - － 地方税法附則第6条第1項に規定する課税の特例により免除された所得額

イ 次に掲げる扶養親族等それぞれの人数

- ・ 同一生計配偶者及び扶養親族
- ・ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者
- ・ 老人扶養親族

- ・ 特定扶養親族
 - ・ 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族
- ※ 障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金の支給要件に係る所得の額は、令第 10 条により計算すること。これは、国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）第 6 条の 2 に規定する「国民年金法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金の支給を停止する場合の所得の額の計算方法」と同様の取扱いであること。

(6) 所得情報等の収録・提供の形式

所得情報等の収録・提供の形式は、「年金生活者支援給付金に関する所得情報等情報交換のための媒体仕様書の送付について」（令和 3 年 1 月 7 日付年管管発 0107 第 2 号厚生労働省年金局事業管理課長通知）による「年金生活者支援給付金の支給における情報交換媒体作成仕様書（国保連合会－市町村間）」（以下単に「媒体仕様書」という。）によること。

(7) 所得情報等の収録・提供の際の留意事項

市町村においては、4 に記載する留意事項を踏まえ、所得情報等の収録・提供を行うこと。

また、市町村において所得情報等を収録する際は、本人からの税申告等に基づく前年所得額等の情報が必要になるところ、新型コロナウイルス感染症の影響等により、税申告の期限を延長する旨及びそれ以降であっても柔軟に対応する旨の周知が総務省によりされることがある。このような場合、市町村においては、延長された期限までに提出された税申告は確実に所得情報等に反映し、また、税申告の期限後に提出されたものについても、可能な限り遅くに提出された税申告までを所得情報等に反映し、国保連合会へ回付すること。

2 毎年 4 月以降の新規の年金受給者

(1) 毎年 4 月以降の老齢基礎年金受給者

毎年 4 月以降に 65 歳の誕生日を迎えることにより老齢基礎年金受給者となる者に対しては、老齢基礎年金の請求書に、年金生活者支援給付金の通常の請求書を同封して送付するなどして、請求を促すこと。

(2) 毎年 4 月以降の障害基礎年金受給者又は遺族基礎年金受給者

毎年 4 月以降に障害基礎年金又は遺族基礎年金の裁定の請求を行う者に対しては、年金事務所の窓口等において年金生活者支援給付金の案内を行い、通常の請求書の提出を促すこと。

3 周知広報業務

機構は、ホームページや年金事務所へのポスター設置等を通じて、年金生活者支援給付金制度の周知広報に取り組むこと。また、市町村においても、ポスター、チラシの掲示や設置、広報誌等への記事掲載等を通じて、年金生活者支援給付金制度

の周知広報への協力をお願いされたいこと。ポスター、チラシについては、別途お知らせすることを予定している。

4 市町村における所得情報等の収録の際の留意事項

(1) 市町村から機構へ提供する所得情報等データ（71 通知）の作成について

市町村は、法令等に規定されているもののほか、媒体仕様書に基づき 71 通知を作成すること。

また、「令和 4 年度における年金生活者支援給付金にかかる市町村から日本年金機構への所得情報等データの提供に関する事務について」（令和 4 年 3 月 24 日付厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡）も参照の上、作業を行うこと。

(2) 機構からの提供依頼データと市町村保有情報との突合方法

所得情報等データの提供における個人の特定方法については、まずは、基礎年金番号により突合し、基礎年金番号を保有していない者については、本人特定のための 4 情報（氏名、生年月日、性別及び住所。以下同じ。）により突合すること。この基礎年金番号による突合を行うに当たっては、介護保険等の特別徴収の際に用いる情報も活用し、本人特定を行うよう努めること。なお、システム上、介護保険等の特別徴収の際に用いる情報による突合を行うことができない市町村においては、本人特定に至らなかった者について、可能な範囲で、目視等により、当該者が介護保険等の特別徴収の対象者であるか否かを確認し、対象者であることを確認した場合は、所得情報等を回答するよう努めること。

また、機構からの提供依頼データのうち住所については、漢字の情報が地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）から取得した情報である一方で、カナの情報は機構が独自に保有する情報であることから、市町村において、機構からの提供依頼データと市町村保有情報とを突合する際には、漢字の情報により行うこととし、カナの情報は参考として用いること。

(3) 市町村が機構に対し提供する情報の世帯の判定日について

機構が市町村に対し所得情報等の提供を求めるに当たっては、毎年 4 月 1 日を照会の基準日としており、市町村は当該基準日における世帯情報を提供することとなるが、基準日前に基準日後の転出予定の転出届を受理した場合や基準日後に基準日前の転入届を受理した場合についても、世帯の判定日は基準日であることから、可能な限り基準日における住所地の市町村において基準日における世帯情報の提供を行うこと。

(4) 市町村の介護保険担当部局等との連携について

市町村への既受給者等に係る通知は毎年 5 月 31 日までに到達する見込みである。国保連合会から市町村の介護保険担当部局等に対し、特別徴収に係る通知と併せて既受給者等に係る通知が到達することが想定されるため、市町村の国民年金担当部局におかれては、必要に応じて介護保険担当部局等と調整の上、収録作業の開始に遺漏無きようにすること。

- (5) 国保連合会による受付チェックの際にエラーが確認された場合の取扱いについて

市町村から国保連合会に送付した所得情報等を収録した媒体について、国保連合会による受付チェックの際にエラーが確認された場合、媒体仕様書の「4. 2 エラーの取り扱いについて」に基づき、当該国保連合会より市町村に対し連絡しているため、これに従い対応いただきたいこと。

第2 請求の受付・審査等に関する事務

1 年金生活者支援給付金の認定の請求に関する事務処理

(1) 機構における認定請求書の受理・審査

① 認定請求書の記載事項及び添付書類

認定請求書における必須記載事項は、氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号であること。添付書類については、国保中央会ルートにより把握した情報、個人番号を活用した情報連携により把握した情報その他の情報により請求者に添付を求めることなく機構が把握できる場合が多いと考えられることから、原則として省略を行うものであること。

なお、令第32条各号又は第34条各号に掲げる年金たる給付を受ける権利を有する者（旧法共済年金等受給者）については、当該旧法共済年金等に係る情報を請求書に記載すること、及び当該情報を証する添付書類の添付を求めること。

② 受取機関の取扱い

年金生活者支援給付金受給資格者は基礎年金受給権者であり、基礎年金の支給に係る金融機関の名称、預金口座の口座番号等を確認できることから、原則として当該基礎年金の支給に係る口座に年金生活者支援給付金の振込みを行うこととし、受取機関の名称、預金口座の口座番号等を記載することや、当該事項を証する添付書類の添付を求める必要がないこと。また、年金生活者支援給付金受給資格者が、その支給に係る金融機関を基礎年金の支給に係る金融機関と別の口座としたい旨の希望があった際には、年金生活者支援給付金受取機関変更届の提出を求めること。

③ 認定請求書の補正

①に基づき添付書類を省略した場合等であって、機構が所得及び世帯の状況等の必要事項を確認できないときは、請求者に対して、期限を定めて、所得状況届等の添付書類を求めること。補正に当たっては、補正の理由を通知するとともに、請求者の個人番号が把握できないことによる補正である場合には個人番号の提出を求めることとし、必ずしも添付書類を求める必要はないこと。

(2) 市町村における認定請求書の受理・審査

市町村事務に係る年金生活者支援給付金の認定の請求書の提出が市町村になされたときは、当該請求書の受理を行うこと。市町村が請求書を受理したときは、

管轄の年金事務所に送付を行うこと。また、市町村により受理された請求に係る所得要件の判定に当たっては、機構において個人番号を活用した情報連携により所得情報等の取得を行うため、請求書の受付時には所得状況届の提出は不要であること。なお、次に掲げる事務については、市町村において受理・審査がなされることに留意されたい。

- ア 第一号被保険者期間のみを有する者の老齢年金生活者支援給付金及び補足的老齢年金生活者支援給付金の認定の請求
- イ 第一号被保険者期間等に初診日のある者に係る障害年金生活者支援給付金の認定の請求
- ウ 第一号被保険者期間等の死亡を支給事由とする遺族基礎年金に係る遺族年金生活者支援給付金の認定の請求
- エ 第一号被保険者期間及び第三号被保険者期間等に初診日がある傷病に係る障害基礎年金に係る障害年金生活者支援給付金の未支払分の請求
- オ 第一号被保険者期間及び第三号被保険者期間等の死亡を支給事由とする遺族基礎年金に係る遺族年金生活者支援給付金の未支払分の請求

2 認定の通知等に関する事務処理

年金生活者支援給付金の受給資格及び額の認定の請求があった場合において、その認定をしたときは、請求者に対して、年金生活者支援給付金支給決定通知書を交付すること。受給資格がないと認めたときは、年金生活者支援給付金不該当通知書により通知すること。

また、年金生活者支援給付金の支給の制限に関する処分その他支給に関する処分を行ったときは、請求者に対して、年金生活者支援給付金不該当通知書又は年金生活者支援給付金支給金額変更通知書により通知すること。

3 不支給事由該当の届出に関する事務処理

年金生活者支援給付金の不支給事由のうち、日本国内に住所を有しない事実、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている事実及び少年院その他これに準ずる施設に収容されている事実については、機構が把握する契機がないことから、給付金受給者（法第 35 条第 1 項に規定する年金生活者支援給付金受給者をいう。以下同じ。）に対し年金生活者支援給付金不支給事由該当届の提出を求めることとしている。機構において当該届書が提出された場合には、不支給事由に該当することとなった日の属する月の翌月分から支給を行わないこととすること。この場合において、過去に支給した年金生活者支援給付金について、必要あらば不当利得の返還請求を行うこと。

なお、基礎年金の支給が全額停止された場合については、年金生活者支援給付金も不支給とするが、当該情報は機構において把握することができるため、給付金受給者に対し、年金生活者支援給付金不支給事由該当届の提出は求めないこと。

また、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている給付金受給者が適切に不支給事由該当の届出を提出することができるよう、法務省と連携して取り組むこととしており、法務省矯正局から矯正施設等へ別途通知していること。

（「「矯正施設収容中の者に対する国民年金制度に関する指導等について」の一部改正について（通知）」（令和元年9月12日付法務省矯成第1113号法務省矯正局成人矯正課長・法務省矯正局少年矯正課長連名通知））

4 給付金受給者の確認等に関する事務処理

機構は、J-LIS から毎月定期的を取得する給付金受給者に係る機構保存本人確認情報に基づき、給付金受給者の確認等を行うこと。これにより、給付金受給者の生存及び所在が確認できないときは、国民年金法等に基づく同種の事務の中でその生存及び所在を確認すること。

5 所得及び世帯状況の届出に関する事務処理

給付金受給者に係る毎年の所得及び世帯の状況については、機構が既に書類の提出を受けて把握している情報、国保中央会ルートにより把握した情報、個人番号を活用した情報連携により把握した情報により確認すること。これらの方法により給付金受給者に係る所得及び世帯の状況が確認できないときに限り、機構は、給付金受給者に対し所得状況届の提出を求めること。

6 氏名、住所等の変更の届出に関する事務処理

給付金受給者に係る氏名及び住所の情報については、J-LIS から定期的を取得する給付金受給者に係る機構保存本人確認情報に基づき変更情報を取得し、確認すること。機構において個人番号が未収録であることにより J-LIS から変更情報を確認できないときは、国民年金法等に基づく事務の中で氏名及び住所の変更を確認すること。

遺族年金生活者支援給付金受給者に係る氏名の変更の理由、給付金受給者に係る個人番号及び払渡希望金融機関等の変更並びに給付金受給者の所在不明及び死亡の状況については、国民年金法等に基づく事務の中で確認すること。

7 支払の一時差止めに関する事務処理

年金生活者支援給付金の支払の一時差止めは、その基となる基礎年金の支払いが一時差止めされているときのほか、正当な理由がなく、届書の提出がなされないこと等により、生存、所在及び所得情報が確認できないときに行われるものであること。

8 未支払の年金生活者支援給付金の請求に関する事務処理

(1) 機構における未支払請求書の受理・審査

① 基礎年金に係る未支給請求書と一体の受理・審査

基礎年金に係る未支給請求と年金生活者支援給付金に係る未支払請求は併せて行われるものであることから、基礎年金の未支給請求書と年金生活者支援給付金の未支払請求書が一体となった様式により、併せて事務を取り扱うこと。

② 払渡希望金融機関等の取扱い

払渡希望金融機関等については、基礎年金に係る未支給請求と併せて請求がなされるものであることを踏まえ、原則として基礎年金に係る未支給請求と同一のものとする。

③ 添付書類

添付書類については、基礎年金に係る未支給請求と年金生活者支援給付金に係る未支払請求は共通のものであることから、省略を行うものであること。

(2) 市町村における未支払請求書の受理・審査

市町村は、市町村事務に係る基礎年金の未支給請求書と一体となった年金生活者支援給付金の未支払請求書の提出が市町村になされたときは、当該請求書の受理を行うこと。市町村が請求書を受理したときは、これを機構に送付すること。

9 機構が行う収納等に関する事務処理

機構において国の毎会計年度所属の徴収金等を収納するのは翌年度の4月30日限りとする（令第23条）、機構が徴収金等の収納を行ったときに規則様式第4号による領収証書を交付する（令第24条第1項及び規則第88条）、規則様式第5号による送付書を添えて日本銀行に送付する（令第25条及び規則第89条）、機構は徴収金等の日本銀行への送付に関する規則様式第6号による帳簿を備え必要事項を記録する（令第25条及び規則第90条）など、機構が行う収納等の事務処理に関し法、令及び規則により必要な規定が定められていることから、これらを遵守し適切に事務を行うこと。

10 市町村の生活保護部局等との連携について

個人番号を活用した情報連携により、市町村が機構に対し、機構の保有する年金生活者支援給付金の支給に関する情報を照会することが可能となっているため、市町村は当該情報連携を活用すること。

第3 留意事項

1 年金生活者支援給付金の受給権の性質等

年金生活者支援給付金は、支給要件やその支給額の決定方法について年金制度と密接に関係しており、機構がその支給実務を担っているものの、福祉的給付の制度であることから、年金生活者支援給付金の受給権等は年金制度と異なる点がある。このため、以下の点に留意の上、事務を取り扱われたいこと。

(1) 受給権の性質

年金生活者支援給付金の支給を受ける権利は、その支給要件に該当したときから潜在的に発生しているものではなく、法第5条等の規定に基づいて厚生労働大臣の認定を受けることによって初めて発生するものであること。この点、裁定を受けているか否かにかかわらず、要件を満たしていれば受給権が発生する年金制度とは異なっていることに留意すること。

(2) 年金生活者支援給付金の額の改定等

他の福祉的給付の制度においては、額の改定等について法律の規定により請求主義がとられているところ、法は年金生活者支援給付金の額の改定事由、改定時期等を定めるのみであり、額の改定の請求等について規定を設けていない。この趣旨は、年金生活者支援給付金の額の改定契機等について、国民年金法等に基づく事務や法に基づく事務の中で、機構が把握可能であることから、受給者からの請求を要せずに職権をもって行うことを法が予定しているためであること。このため、障害の程度が変化したことによる障害基礎年金の改定の請求、遺族基礎年金の対象となる子の数が増減したことによる遺族基礎年金の改定の請求など年金制度で額の改定等が行われる場合に求めている請求について、法に基づく事務においては求めないこととされていることに留意すること。

2 年金生活者支援給付金の支給要件の判定

機構が年金生活者支援給付金の支給要件を判定するに当たっては、「基礎年金の受給情報」という機構が保有する情報に加え、所得情報等という機構が保有していない情報が必要となる。後者の機構が保有していない所得情報等については、市町村が保有する情報であるため、機構が当該情報を把握するには市町村と所得情報等を交換するなどの実務が必要となる。このことを踏まえ、年金生活者支援給付金の支給要件の判定に当たっては、次の点に留意すること。

(1) 既受給者等に対する認定時の支給要件の判定

既受給者等に対しては、国保中央会ルートにより市町村から所得情報等の提供を受けることとされている。このため、既受給者等が年金生活者支援給付金の認定の請求を行った場合において、国保中央会ルートにより事前に所得情報等が確認できるときは、原則として、当該情報を用いた支給要件の判定を行い、認定事務を実施すること。

なお、国保中央会ルートでは所得情報等を把握できなかつた場合には、個人番号を活用した情報連携や既受給者等から所得証明書等の添付書類を求める方法等により所得情報等を把握することとなるが、第1の1(3)のとおり、実施すること。

(2) 既受給者等以外の者に対する認定時の支給要件の判定

既受給者等以外の者（毎年4月2日以降に年金生活者支援給付金の認定の請求を行う者をいう。）については、個人番号を活用した情報連携や請求者から所得証明書等の添付書類を求める方法等により所得情報等を把握し、その把握した時点の情報を用いて支給要件の判定を行い、認定事務を実施すること。

なお、9月30日までに認定された者についての10月分以降の継続認定処理については、国保中央会ルートにより取得した所得情報等に基づき、支給要件に該当するか否かについて判定を行い、支給要件不該当となった場合、10月分以降の年金生活者支援給付金の支給にかかる前年所得等の確認は、個人番号を活用して9月30日時点の状況で行うこと。

(3) 所得情報等の変動が生じた場合の事務処理

年金生活者支援給付金の支給要件における「所得」とは、1月から9月までの月分の年金生活者支援給付金については前々年の所得、10月から12月までの月分の年金生活者支援給付金については前年の所得とされている（法第2条第1項、第15条第1項及び第20条第1項）。また、補足的老齢年金生活者支援給付金受給者につき、前年所得額の変動が生じた場合には、補足的老齢年金生活者支援給付金の額の改定は、10月分から行うこととされている（法第13条）。

また、前年の所得情報等の変動を把握するため、法、令及び規則は、毎年4月1日時点での所得情報等の交換を国保中央会ルートにより行い、機構は前年の所得情報等を把握することとしている。

国保中央会ルートにより把握する前年の所得情報等は、市町村において毎年5～6月頃に確定する地方税情報を毎年7月31日までに機構へ提供するものであることを踏まえ、国保中央会ルートの情報により給付金受給者が年金生活者支援給付金の支給要件に該当しなくなることが確認された場合には、10月分の年金生活者支援給付金から支給しないこととすること。また、国保中央会ルートの情報により補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の前年所得額の変動が生じた場合には、10月分の補足的老齢年金生活者支援給付金から額の改定を行うこととすること。

なお、所得情報等については、市町村から所得情報等の提供を受けて支給要件の判定を行うことを想定しており、所得情報等の変動が生じたことについて給付金受給者に届出義務を課する規定等は設けられていないが、機構において所得情報等の変動の事実を実務上把握した場合には、支給要件に不該当であった期間について遡及して処分を行い、必要あらば不当利得の返還請求を行うこと。

(4) 所得情報等の変動を踏まえた老齢年金生活者支援給付金及び補足的老齢年金生活者支援給付金に係る事務処理

9月分の老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当している者であって、法第5条の規定による認定を受けているものが、当該年10月分の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当するときは、法第12条の規定にかかわらず、当該年9月30日において同条の規定による認定の請求があったものとみなし、新たに補足的老齢年金生活者支援給付金の認定の請求を行うことは不要とされている（令第11条第1項）。また、9月分の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当している者であって、法第12条の規定による認定を受けているものが、当該年10月分の老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当するとき

は、法第5条の規定にかかわらず、当該年9月30日において同条の規定による認定の請求があったものとみなし、新たに老齢年金生活者支援給付金の認定の請求を行うことは不要とされている（令第11条第2項）。この取扱いは、(3)と同様に所得情報等の変動が生じることを踏まえたものであることに留意し、適切に事務を取り扱うこと。

(5) 未申告者の取扱い

国保中央会ルート等により機構が市町村から提供を受ける所得情報等は、原則として市町村が保有する都道府県民税又は市町村民税に関する情報が用いられている。これらの税の申告を行っていない者（以下「未申告者」という。）であること等により、市町村が当該情報を機構に提供することが困難である場合には、市町村は、当該者に改めて所得の申告を求めるのではなく、「未申告」として所得情報等を収録し、機構に提供すること。

なお、この場合において、機構は、所得の申告義務が課されている者は適切に申告を行っているとの理解等の下、年金生活者支援給付金の支給要件の判定において、未申告者を非課税者として取り扱うこと。

（参考） 所得の申告義務を有しない者として、次に掲げる①及び②が地方税法第317条の2に規定されている。なお、②については、多くの市町村が条例により独自に地方税法上の申告義務を課さない者を定めている。

① 給与又は公的年金等の支払を受けている者であって前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの

② 所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるもの

(6) 請求者又は給付金受給者から年金生活者支援給付金の請求取下げの申出があった場合の取扱い

① 年金生活者支援給付金支給決定通知書を送付する前に請求者から書面をもって取下げの申出があった場合

請求に対する決定処分を行う前の申出となることから、簡易な請求書（はがき型）等の請求書は提出されなかったものとして取り扱う。

② 年金生活者支援給付金支給決定通知書を送付した後に給付金受給者から書面をもって取下げの申出があった場合

請求に対する決定処分を行った後の申出となることから、決定処分の取消しは行わず、申出を受理した日の属する月の翌月分の年金生活者支援給付金から不支給とする取扱いとする。

3 給付基準額の改定（法第4条）

給付基準額は年平均の全国消費者物価指数に応じて改定することとされていることから、必要に応じ、毎年度末に令を改正し、改定が行われるため、各年度におけ

る給付基準額は、別途通知するものであること。

4 年金生活者支援給付金の認定（法第5条、第12条、第17条及び第22条）

1で述べた年金生活者支援給付金の受給権の性質等に起因し、年金生活者支援給付金の「認定」には、年金制度における「裁定」と性格を異にする点がある。このため、年金生活者支援給付金の認定の事務処理を行うに当たっては、次の点に留意すること。

(1) 認定の性質

法第5条等の規定に基づく「認定」は、請求者の受給資格及び年金生活者支援給付金の額について行うものであるが、これは単なる確認行為ではなく、認定を行うことにより、所定の月（認定の請求をした日の属する月の翌月）から年金生活者支援給付金の支給が開始するという、新たな法律上の関係を設定する形成的行為であること（法第5条第1項、第6条第1項等）。この点、年金制度において受給権が存在することの確認行為である「裁定」とは、性格を異にしていることに留意すること。

(2) 認定と支給の関係

法第5条等の規定に基づく認定の請求がなされた際に、請求者が支給要件に該当しているかを審査し、支給要件に該当する場合に認定を行うこととなるが、認定後においては、支給要件に該当する状態が続く限り年金生活者支援給付金の支給が行われるものであること。このため、給付金受給者が支給要件に該当し続けている限り、毎月又は毎年、給付金受給者が認定請求を行う必要はないものであること。

また、年金生活者支援給付金の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、支給事由が消滅した日の属する月で終わることとされており、給付金受給者が支給要件に該当し続けている限り、新たに認定を行う必要はないこと（法第2条、第6条第1項等）。

機構は毎年、国保中央会ルートにより前年の所得情報等を把握するが、これにより、給付金受給者が支給要件に該当していることを改めて認定しているものではなく、2(3)に記載のとおり、年金生活者支援給付金の支給要件に該当しなくなったことが確認された場合に10月分の年金生活者支援給付金から支給しないこととするものに留まることに留意すること。

(3) 不支給となった場合の再度の認定請求

支給要件を満たさなくなれば年金生活者支援給付金の支給は終了するが、その後、再度支給要件に該当することとなった場合には、改めて法第5条等の規定に基づく認定の請求を行い、認定を受けることが必要であること（法第2条、第5条第2項等）。

(4) 年金生活者支援給付金の職権による種別変更

基礎年金と年金生活者支援給付金を受給している者について、新たに別の事由

に基づく基礎年金（以下「後発年金」という。）が遡及裁定され、後発年金に選択替えが行われた場合には、先発給付金（当初に受給していた基礎年金に係る年金生活者支援給付金をいう。以下同じ。）の認定請求日又は後発年金の遡及受発日のいずれか遅い日において、後発給付金（後発年金に係る年金生活者支援給付金をいう。）の認定請求があったものとして取扱い、当該日の属する月の翌月以降の期間について、職権により認定を行うこと。また、認定された期間のうち時効（2年）未消滅の期間について、先発給付金の過払及び後発給付金の未払が生じていることから、これらを内払調整の上、支払を行うこと。

なお、この取扱いは、先発給付金の認定請求の際に年金生活者支援給付金の支給を受ける受給意思が確認されていること、年金生活者支援給付金の種別は基礎年金の種別に応じて他律的に決定されるものであること、後発年金の遡及裁定という給付金制度外の事情変更であり遡って認定請求を行うことができない点について本人に帰責性がないことを踏まえた取扱いであることに留意すること。

(5) 過去に支給した年金生活者支援給付金について支給要件に該当しなかったことが判明した場合の事務処理

過去に支給した年金生活者支援給付金について支給要件に該当しなかったことが判明した場合には、当該支給要件に不該当であった期間について遡及して処分を行い、必要あらば不当利得の返還請求を行うこと。

なお、年金生活者支援給付金の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当することとなった場合において、その該当することとなった後の期間に係る年金生活者支援給付金の支給を受けようとするときは、(3)で述べたとおり改めて認定の請求が必要となるが、改めての認定請求を行うことができない点について本人に帰責性がない場合については、再びその要件に該当することとなった時点において、改めての認定請求があったものとして取扱い、職権により認定を行うこと。

5 年金生活者支援給付金の額の改定時期（法第13条、第18条、第23条及び附則第10条）

1(2)に記載のとおり、年金生活者支援給付金の額の改定契機については機構が把握可能であることから、機構は法第13条、第18条、第23条及び附則第10条に定める改定事由を把握した場合には、これらの規定に定める改定時期から、職権により適切に改定を行うこと。また、改定を行ったときは、給付金受給者に対して、年金生活者支援給付金支給金額変更通知書により通知すること。

6 支給期間及び支払期月（法第6条（第14条、第19条及び第24条において準用する場合を含む。））

(1) 年金生活者支援給付金の支給日

年金生活者支援給付金の支給日は、基礎年金の支給日と同日とすること。

(2) 年金生活者支援給付金の支給開始月

年金生活者支援給付金の支給開始月は、認定の請求をした日の属する月の翌月からが原則であるが、以下の場合には遡及が認められるものであること。

① 基礎年金の新規裁定時の特例（令第12条）

基礎年金の新規の裁定請求をした者から、当該基礎年金の受給権発生日から3月以内に年金生活者支援給付金の認定の請求がなされたときは、基礎年金の受給権を有するに至った日に当該認定の請求があったものとみなすものであること。

② 簡易な請求書（はがき型）を送付された者等に係る認定請求の特例（令第12条の2）

簡易な請求書（はがき型）の提出期間を十分に確保し、年金生活者支援給付金の未支給が生じないようにする観点から、毎年10月分の年金生活者支援給付金の支給要件に該当している者から、当該各年の10月1日から12月31日までの間に、簡易な請求書（はがき型）等の返送により認定の請求があった場合については、当該請求書を送付した年の9月30日に認定の請求があったものとみなして、10月分からの支給を行うこととする。

(3) やむを得ない理由により認定の請求ができない場合の特例（法第6条第2項）

(2)②のとおり支給開始月の特例が設けられているが、機構における事務手続上の事情等により、受給候補者に対する簡易な請求書（はがき型）又は通常の認定請求書の送付が遅れ、本人に帰責性がなく当該請求書を送付した年の12月31日までに請求を行うことが困難となることが考えられる。受給候補者に対する機構からの請求書の送付が遅れ、当該請求書を送付した年の翌年の1月1日以降となる場合については、法第6条第2項に規定する「やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合」として、当該理由がやんだ後、具体的には簡易な請求書（はがき型）等の到達後15日以内に認定の請求がなされたときは、当該請求書を送付した年の10月分の年金生活者支援給付金から支給を行うものとする。

7 事務費の交付（法第27条）

国は、市町村に対し、法又は令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付することとされており、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成31年政令第141号）、年金生活者支援給付金の事務費交付金の算定に関する省令（平成31年厚生労働省令第66号）、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付要綱等を制定していること。

8 旧法年金受給者で2以上の年金生活者支援給付金の支給要件に該当する場合における取扱い（令第36条）

旧法年金受給者で2以上の年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者について

ても、いずれか1の年金生活者支援給付金についてのみ請求を行うことができるものとされていることから、給付金受給者が複数の種別の年金生活者支援給付金を受給することはないことに留意すること。

年管管発 1 2 2 8 第 1 号
平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日
(最終改正：令和 4 年 3 月 29 日 年管管発 0329 第 12 号)

地方厚生（支）局

年金調整（年金管理）課長 殿
市町村（特別区を含む。）
民生主管部（局）長
国民年金主管課（部）長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

年金生活者支援給付金の支給に関する法律、同法施行令及び同法施行規則
の施行に伴う事務取扱等について

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成 30 年政令第 364 号。以下「令」という。）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成 30 年厚生労働省令第 151 号。以下「規則」という。）が平成 30 年 12 月 28 日に公布され、その内容については、「「年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令」及び「年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令」の公布について」（平成 30 年 12 月 28 日付け年発 1228 第 2 号厚生労働省年金局長通知）及び「「年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則」の公布及び「年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第六条第一項の規定に基づき年金生活者支援給付金受給資格者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件」の告示について」（平成 30 年 12 月 28 日付け年管発 1228 第 1 号厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知）により日本年金機構理事長宛て通知したところである。

令和 2 年 6 月 5 日に公布された年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号。以下「改正法」という。）第 13 条により年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号。以下「法」という。）が改正され、令和 2 年 6 月 5 日から厚生労働大臣が市町村に対し所得情報等（「前年の所得の情報」及び「同一世帯の世帯員に係る情報」をいう。以下同じ。）の提供を求めることができる者の範囲に、毎年新たに年金生活者支援給付金の支給対象となり得る者が加えられたほか、令和 3 年から所得情報の切替時期が 8 月から 10 月へ変更されたところである。

また、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 2 年政令第 178 号）、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整

備に関する省令（令和 2 年厚生労働省令第 114 号）及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令（令和 2 年厚生労働省令第 115 号）が令和 2 年 6 月 5 日付けで公布及び施行されたほか、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 2 年政令第 369 号）が令和 2 年 12 月 23 日に公布され、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 3 年厚生労働省令第 46 号）が令和 3 年 3 月 8 日に公布されたところである。

これらを踏まえた年金生活者支援給付金に係る事務取扱等については、下記のとおりであるので御了知いただくようお願いする。

記

第 1 市町村等から機構への所得情報等の提供等に係る事務

1 既受給者等に係る所得情報等の提供

毎年 4 月 1 日における年金生活者支援給付金の受給者（以下「既受給者」という。）及び毎年新たに年金生活者支援給付金の支給対象となり得る者（令第 13 条の 2 に規定する者をいう。以下「受給候補者」という。）に係る事務処理については、以下の取扱いとすること。

(1) 既受給者に係る事務処理の内容

日本年金機構（以下「機構」という。）は、既受給者に係る所得情報等について、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、国保中央会ルート（国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会を経由する方法をいう。以下同じ。）により照会を行い、市町村から当該情報の提供を受けること。機構は、国保中央会ルートにより取得した所得情報等に基づき、既受給者が給付金の支給要件に該当するか否かについて判定を行い、引き続き支給要件に該当すると判定された既受給者については、継続認定処理を行うこと。

この際、支給要件不該当となった既受給者については、再度機構において 9 月 30 日を指定して個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を活用した情報連携（番号利用法第 19 条第 7 号に規定する番号利用法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報提供の求め及び提供をいう。以下同じ。）にて所得情報等を照会した上で、再度不該当となった者に対し、年金生活者支援給付金不該当通知書を送付すること。また、継続認定処理を行った者のうち、支給額に変更がある者に対しては年金生活者支援給付金支給金額変更通知書を送付すること。

また、国保中央会ルートで所得情報等を取得できなかった場合は、個人番号を活用した情報連携により所得情報等を取得し、継続認定処理等を国保中央会ルー

トによるものと同様に行うこと。

(2) 受給候補者に係る事務処理の内容

機構は、受給候補者に係る所得情報等について、受給候補者が毎年4月1日時点で住所を有する市町村に、国保中央会ルートにより照会を行い、市町村から当該情報の提供を受けること。当該提供を受けた情報に基づき、機構は、受給候補者に対し、①又は②の方法により請求書を送付し、請求を促すこと。

① 簡易な請求書（はがき型）の送付

国保中央会ルートにより、市町村から提供を受けた所得情報等に基づき判定を行った結果、支給要件に該当する受給候補者に対しては、氏名等のみの記載により請求が可能なハガキ形式の簡易な請求書（以下「簡易な請求書（はがき型）」という。）の送付を行うこと。また、市町村から所得情報等の提供を受けられなかった場合は、個人番号を活用した情報連携により取得を行い、支給要件に該当する者に対しては、簡易な請求書（はがき型）の送付を行うこと。

② 通常の認定請求書の送付

機構は、国保中央会ルートにより所得情報等を取得できなかった者については、個人番号を活用した情報連携により当該情報を取得すること。個人番号を活用した情報連携によっても取得できなかった場合は、請求書及び所得状況届を送付して取得すること。さらに、機構は必要に応じて、市町村に対し、紙媒体による所得証明を求めるとすること。

(3) 事務処理の留意事項

国保中央会ルートにより所得情報等を取得できなかった場合は、個人番号を活用した情報連携により所得情報等を取得することとなるが、当該情報連携による所得情報等の照会は、9月30日以前に照会を行う場合は直近時点を、10月1日以降に照会を行う場合は9月30日を指定して実施すること。また、既受給者の継続認定及び受給候補者の新規認定を行う際に当該方法では取得できない場合は、既受給者及び受給候補者（以下「既受給者等」という。）へ所得状況届を送付し、既受給者等から提出される当該届書に基づき支給要件を判定すること。さらに、機構は必要に応じて、市町村に対し、紙媒体による所得証明を求めるとすること。

なお、市町村において所得等の証明を行う際は、個人番号を活用した情報連携を用いて所得情報等を取得した者と同様に、9月30日以前に所得等の証明を行う場合は直近時点を、10月1日以降に所得等の証明を行う場合は9月30日を指定して行うことが望ましい。

(4) スケジュール

- ・ 毎年4～5月

機構は、毎年4月1日時点の既受給者等を抽出し、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）へデータを回付する。

- ・ 毎年5月

国保中央会は、各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）へデータを回付する。国保連合会は、毎年5月末までに市町村へ同データを回付する。

- ・ 毎年6～7月

各市町村は、回付されたデータに前年中の所得情報等を収録し、国保連合会が指定する日までに、国保連合会へ回付する。

- ・ 毎年7月

国保連合会は、国保中央会へ同データを回付する。

国保中央会は、毎年7月末までに機構へ同データを回付する。

(5) 市町村が機構に対し提供する所得情報等

通知を受けた市町村は、当該通知のあった既受給者等ごとに、以下のとおり、その支給要件に係る調査の対象となる年金生活者支援給付金の種類に応じた必要な所得情報等を提供すること。

① 老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金に関し必要な所得情報等

ア 既受給者等の照会年の前年中の所得額

- ・ 公的年金等の収入金額（所得税法第35条第3項）
- ・ 合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号）
- ・ 公的年金等に係る雑所得（所得税法第35条第2項第1号）

イ 既受給者等及び既受給者等の世帯員に係る照会年度の市町村民税の課税状況

- ・ 照会年度の市町村民税が世帯課税であるか世帯非課税であるかの区別

② 障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金に関し必要な所得情報等

ア 既受給者等の照会年の前年中の所得額

- ・ 総所得金額、退職所得金額、山林所得金額等の合計額（令第10条第1項に掲げる額）
- ・ 次に掲げる所得控除額等（令第10条第2項に掲げる額）
 - － 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額及び配偶者特別控除額に相当する額
 - － 障害者控除、特別障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除及び勤労学生控除
 - － 地方税法附則第6条第1項に規定する課税の特例により免除された所得額

イ 次に掲げる扶養親族等それぞれの人数

- ・ 同一生計配偶者及び扶養親族
- ・ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者
- ・ 老人扶養親族

- ・ 特定扶養親族
 - ・ 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族
- ※ 障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金の支給要件に係る所得の額は、令第 10 条により計算すること。これは、国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）第 6 条の 2 に規定する「国民年金法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金の支給を停止する場合の所得の額の計算方法」と同様の取扱いであること。

(6) 所得情報等の収録・提供の形式

所得情報等の収録・提供の形式は、「年金生活者支援給付金に関する所得情報等情報交換のための媒体仕様書の送付について」（令和 3 年 1 月 7 日付年管管発 0107 第 2 号厚生労働省年金局事業管理課長通知）による「年金生活者支援給付金の支給における情報交換媒体作成仕様書（国保連合会－市町村間）」（以下単に「媒体仕様書」という。）によること。

(7) 所得情報等の収録・提供の際の留意事項

市町村においては、4 に記載する留意事項を踏まえ、所得情報等の収録・提供を行うこと。

また、市町村において所得情報等を収録する際は、本人からの税申告等に基づく前年所得額等の情報が必要になるところ、新型コロナウイルス感染症の影響等により、税申告の期限を延長する旨及びそれ以降であっても柔軟に対応する旨の周知が総務省によりされることがある。このような場合、市町村においては、延長された期限までに提出された税申告は確実に所得情報等に反映し、また、税申告の期限後に提出されたものについても、可能な限り遅くに提出された税申告までを所得情報等に反映し、国保連合会へ回付すること。

2 毎年 4 月以降の新規の年金受給者

(1) 毎年 4 月以降の老齢基礎年金受給者

毎年 4 月以降に 65 歳の誕生日を迎えることにより老齢基礎年金受給者となる者に対しては、老齢基礎年金の請求書に、年金生活者支援給付金の通常の請求書を同封して送付するなどして、請求を促すこと。

(2) 毎年 4 月以降の障害基礎年金受給者又は遺族基礎年金受給者

毎年 4 月以降に障害基礎年金又は遺族基礎年金の裁定の請求を行う者に対しては、年金事務所の窓口等において年金生活者支援給付金の案内を行い、通常の請求書の提出を促すこと。

3 周知広報業務

機構は、ホームページや年金事務所へのポスター設置等を通じて、年金生活者支援給付金制度の周知広報に取り組むこと。また、市町村においても、ポスター、チラシの掲示や設置、広報誌等への記事掲載等を通じて、年金生活者支援給付金制度

の周知広報への協力をお願いされたいこと。ポスター、チラシについては、別途お知らせすることを予定している。

4 市町村における所得情報等の収録の際の留意事項

(1) 市町村から機構へ提供する所得情報等データ（71 通知）の作成について

市町村は、法令等に規定されているもののほか、媒体仕様書に基づき 71 通知を作成すること。

また、「令和 4 年度における年金生活者支援給付金にかかる市町村から日本年金機構への所得情報等データの提供に関する事務について」（令和 4 年 3 月 24 日付厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡）も参照の上、作業を行うこと。

(2) 機構からの提供依頼データと市町村保有情報との突合方法

所得情報等データの提供における個人の特定方法については、まずは、基礎年金番号により突合し、基礎年金番号を保有していない者については、本人特定のための 4 情報（氏名、生年月日、性別及び住所。以下同じ。）により突合すること。この基礎年金番号による突合を行うに当たっては、介護保険等の特別徴収の際に用いる情報も活用し、本人特定を行うよう努めること。なお、システム上、介護保険等の特別徴収の際に用いる情報による突合を行うことができない市町村においては、本人特定に至らなかった者について、可能な範囲で、目視等により、当該者が介護保険等の特別徴収の対象者であるか否かを確認し、対象者であることを確認した場合は、所得情報等を回答するよう努めること。

また、機構からの提供依頼データのうち住所については、漢字の情報が地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）から取得した情報である一方で、カナの情報は機構が独自に保有する情報であることから、市町村において、機構からの提供依頼データと市町村保有情報とを突合する際には、漢字の情報により行うこととし、カナの情報は参考として用いること。

(3) 市町村が機構に対し提供する情報の世帯の判定日について

機構が市町村に対し所得情報等の提供を求めるに当たっては、毎年 4 月 1 日を照会の基準日としており、市町村は当該基準日における世帯情報を提供することとなるが、基準日前に基準日後の転出予定の転出届を受理した場合や基準日後に基準日前の転入届を受理した場合についても、世帯の判定日は基準日であることから、可能な限り基準日における住所地の市町村において基準日における世帯情報の提供を行うこと。

(4) 市町村の介護保険担当部局等との連携について

市町村への既受給者等に係る通知は毎年 5 月 31 日までに到達する見込みである。国保連合会から市町村の介護保険担当部局等に対し、特別徴収に係る通知と併せて既受給者等に係る通知が到達することが想定されるため、市町村の国民年金担当部局におかれては、必要に応じて介護保険担当部局等と調整の上、収録作業の開始に遺漏無きようにすること。

- (5) 国保連合会による受付チェックの際にエラーが確認された場合の取扱いについて

市町村から国保連合会に送付した所得情報等を収録した媒体について、国保連合会による受付チェックの際にエラーが確認された場合、媒体仕様書の「4. 2 エラーの取り扱いについて」に基づき、当該国保連合会より市町村に対し連絡しているため、これに従い対応いただきたいこと。

第2 請求の受付・審査等に関する事務

1 年金生活者支援給付金の認定の請求に関する事務処理

(1) 機構における認定請求書の受理・審査

① 認定請求書の記載事項及び添付書類

認定請求書における必須記載事項は、氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号であること。添付書類については、国保中央会ルートにより把握した情報、個人番号を活用した情報連携により把握した情報その他の情報により請求者に添付を求めることなく機構が把握できる場合が多いと考えられることから、原則として省略を行うものであること。

なお、令第32条各号又は第34条各号に掲げる年金たる給付を受ける権利を有する者（旧法共済年金等受給者）については、当該旧法共済年金等に係る情報を請求書に記載すること、及び当該情報を証する添付書類の添付を求めること。

② 受取機関の取扱い

年金生活者支援給付金受給資格者は基礎年金受給権者であり、基礎年金の支給に係る金融機関の名称、預金口座の口座番号等を確認できることから、原則として当該基礎年金の支給に係る口座に年金生活者支援給付金の振込みを行うこととし、受取機関の名称、預金口座の口座番号等を記載することや、当該事項を証する添付書類の添付を求める必要がないこと。また、年金生活者支援給付金受給資格者が、その支給に係る金融機関を基礎年金の支給に係る金融機関と別の口座としたい旨の希望があった際には、年金生活者支援給付金受取機関変更届の提出を求めること。

③ 認定請求書の補正

①に基づき添付書類を省略した場合等であって、機構が所得及び世帯の状況等の必要事項を確認できないときは、請求者に対して、期限を定めて、所得状況届等の添付書類を求めること。補正に当たっては、補正の理由を通知するとともに、請求者の個人番号が把握できないことによる補正である場合には個人番号の提出を求めることとし、必ずしも添付書類を求める必要はないこと。

(2) 市町村における認定請求書の受理・審査

市町村事務に係る年金生活者支援給付金の認定の請求書の提出が市町村になされたときは、当該請求書の受理を行うこと。市町村が請求書を受理したときは、

管轄の年金事務所に送付を行うこと。また、市町村により受理された請求に係る所得要件の判定に当たっては、機構において個人番号を活用した情報連携により所得情報等の取得を行うため、請求書の受付時には所得状況届の提出は不要であること。なお、次に掲げる事務については、市町村において受理・審査がなされることに留意されたい。

ア 第一号被保険者期間のみを有する者の老齢年金生活者支援給付金及び補足的老齢年金生活者支援給付金の認定の請求

イ 第一号被保険者期間等に初診日のある者に係る障害年金生活者支援給付金の認定の請求

ウ 第一号被保険者期間等の死亡を支給事由とする遺族基礎年金に係る遺族年金生活者支援給付金の認定の請求

エ 第一号被保険者期間及び第三号被保険者期間等に初診日がある傷病に係る障害基礎年金に係る障害年金生活者支援給付金の未支払分の請求

オ 第一号被保険者期間及び第三号被保険者期間等の死亡を支給事由とする遺族基礎年金に係る遺族年金生活者支援給付金の未支払分の請求

2 認定の通知等に関する事務処理

年金生活者支援給付金の受給資格及び額の認定の請求があった場合において、その認定をしたときは、請求者に対して、年金生活者支援給付金支給決定通知書を交付すること。受給資格がないと認めたときは、年金生活者支援給付金不該当通知書により通知すること。

また、年金生活者支援給付金の支給の制限に関する処分その他支給に関する処分を行ったときは、請求者に対して、年金生活者支援給付金不該当通知書又は年金生活者支援給付金支給金額変更通知書により通知すること。

3 不支給事由該当の届出に関する事務処理

年金生活者支援給付金の不支給事由のうち、日本国内に住所を有しない事実、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている事実及び少年院その他これに準ずる施設に収容されている事実については、機構が把握する契機がないことから、給付金受給者（法第 35 条第 1 項に規定する年金生活者支援給付金受給者をいう。以下同じ。）に対し年金生活者支援給付金不支給事由該当届の提出を求めることとしている。機構において当該届書が提出された場合には、不支給事由に該当することとなった日の属する月の翌月分から支給を行わないこととすること。この場合において、過去に支給した年金生活者支援給付金について、必要あらば不当利得の返還請求を行うこと。

なお、基礎年金の支給が全額停止された場合については、年金生活者支援給付金も不支給とするが、当該情報は機構において把握することができるため、給付金受給者に対し、年金生活者支援給付金不支給事由該当届の提出は求めないこと。

また、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている給付金受給者が適切に不支給事由該当の届出を提出することができるよう、法務省と連携して取り組むこととしており、法務省矯正局から矯正施設等へ別途通知していること。

（「「矯正施設収容中の者に対する国民年金制度に関する指導等について」の一部改正について（通知）」（令和元年9月12日付法務省矯成第1113号法務省矯正局成人矯正課長・法務省矯正局少年矯正課長連名通知））

4 給付金受給者の確認等に関する事務処理

機構は、J-LIS から毎月定期的を取得する給付金受給者に係る機構保存本人確認情報に基づき、給付金受給者の確認等を行うこと。これにより、給付金受給者の生存及び所在が確認できないときは、国民年金法等に基づく同種の事務の中でその生存及び所在を確認すること。

5 所得及び世帯状況の届出に関する事務処理

給付金受給者に係る毎年の所得及び世帯の状況については、機構が既に書類の提出を受けて把握している情報、国保中央会ルートにより把握した情報、個人番号を活用した情報連携により把握した情報により確認すること。これらの方法により給付金受給者に係る所得及び世帯の状況が確認できないときに限り、機構は、給付金受給者に対し所得状況届の提出を求めること。

6 氏名、住所等の変更の届出に関する事務処理

給付金受給者に係る氏名及び住所の情報については、J-LIS から定期的を取得する給付金受給者に係る機構保存本人確認情報に基づき変更情報を取得し、確認すること。機構において個人番号が未収録であることにより J-LIS から変更情報を確認できないときは、国民年金法等に基づく事務の中で氏名及び住所の変更を確認すること。

遺族年金生活者支援給付金受給者に係る氏名の変更の理由、給付金受給者に係る個人番号及び払渡希望金融機関等の変更並びに給付金受給者の所在不明及び死亡の状況については、国民年金法等に基づく事務の中で確認すること。

7 支払の一時差止めに関する事務処理

年金生活者支援給付金の支払の一時差止めは、その基となる基礎年金の支払いが一時差止めされているときのほか、正当な理由がなく、届書の提出がなされないこと等により、生存、所在及び所得情報が確認できないときに行われるものであること。

8 未支払の年金生活者支援給付金の請求に関する事務処理

(1) 機構における未支払請求書の受理・審査

① 基礎年金に係る未支給請求書と一体の受理・審査

基礎年金に係る未支給請求と年金生活者支援給付金に係る未支払請求は併せて行われるものであることから、基礎年金の未支給請求書と年金生活者支援給付金の未支払請求書が一体となった様式により、併せて事務を取り扱うこと。

② 払渡希望金融機関等の取扱い

払渡希望金融機関等については、基礎年金に係る未支給請求と併せて請求がなされるものであることを踏まえ、原則として基礎年金に係る未支給請求と同一のものとする。

③ 添付書類

添付書類については、基礎年金に係る未支給請求と年金生活者支援給付金に係る未支払請求は共通のものであることから、省略を行うものであること。

(2) 市町村における未支払請求書の受理・審査

市町村は、市町村事務に係る基礎年金の未支給請求書と一体となった年金生活者支援給付金の未支払請求書の提出が市町村になされたときは、当該請求書の受理を行うこと。市町村が請求書を受理したときは、これを機構に送付すること。

9 機構が行う収納等に関する事務処理

機構において国の毎会計年度所属の徴収金等を収納するのは翌年度の4月30日限りとする（令第23条）、機構が徴収金等の収納を行ったときに規則様式第4号による領収証書を交付する（令第24条第1項及び規則第88条）、規則様式第5号による送付書を添えて日本銀行に送付する（令第25条及び規則第89条）、機構は徴収金等の日本銀行への送付に関する規則様式第6号による帳簿を備え必要事項を記録する（令第25条及び規則第90条）など、機構が行う収納等の事務処理に関し法、令及び規則により必要な規定が定められていることから、これらを遵守し適切に事務を行うこと。

10 市町村の生活保護部局等との連携について

個人番号を活用した情報連携により、市町村が機構に対し、機構の保有する年金生活者支援給付金の支給に関する情報を照会することが可能となっているため、市町村は当該情報連携を活用すること。

第3 留意事項

1 年金生活者支援給付金の受給権の性質等

年金生活者支援給付金は、支給要件やその支給額の決定方法について年金制度と密接に関係しており、機構がその支給実務を担っているものの、福祉的給付の制度であることから、年金生活者支援給付金の受給権等は年金制度と異なる点がある。このため、以下の点に留意の上、事務を取り扱われたいこと。

(1) 受給権の性質

年金生活者支援給付金の支給を受ける権利は、その支給要件に該当したときから潜在的に発生しているものではなく、法第5条等の規定に基づいて厚生労働大臣の認定を受けることによって初めて発生するものであること。この点、裁定を受けているか否かにかかわらず、要件を満たしていれば受給権が発生する年金制度とは異なっていることに留意すること。

(2) 年金生活者支援給付金の額の改定等

他の福祉的給付の制度においては、額の改定等について法律の規定により請求主義がとられているところ、法は年金生活者支援給付金の額の改定事由、改定時期等を定めるのみであり、額の改定の請求等について規定を設けていない。この趣旨は、年金生活者支援給付金の額の改定契機等について、国民年金法等に基づく事務や法に基づく事務の中で、機構が把握可能であることから、受給者からの請求を要せずに職権をもって行うことを法が予定しているためであること。このため、障害の程度が変化したことによる障害基礎年金の改定の請求、遺族基礎年金の対象となる子の数が増減したことによる遺族基礎年金の改定の請求など年金制度で額の改定等が行われる場合に求めている請求について、法に基づく事務においては求めないこととされていることに留意すること。

2 年金生活者支援給付金の支給要件の判定

機構が年金生活者支援給付金の支給要件を判定するに当たっては、「基礎年金の受給情報」という機構が保有する情報に加え、所得情報等という機構が保有していない情報が必要となる。後者の機構が保有していない所得情報等については、市町村が保有する情報であるため、機構が当該情報を把握するには市町村と所得情報等を交換するなどの実務が必要となる。このことを踏まえ、年金生活者支援給付金の支給要件の判定に当たっては、次の点に留意すること。

(1) 既受給者等に対する認定時の支給要件の判定

既受給者等に対しては、国保中央会ルートにより市町村から所得情報等の提供を受けることとされている。このため、既受給者等が年金生活者支援給付金の認定の請求を行った場合において、国保中央会ルートにより事前に所得情報等が確認できるときは、原則として、当該情報を用いた支給要件の判定を行い、認定事務を実施すること。

なお、国保中央会ルートでは所得情報等を把握できなかつた場合には、個人番号を活用した情報連携や既受給者等から所得証明書等の添付書類を求める方法等により所得情報等を把握することとなるが、第1の1(3)のとおり、実施すること。

(2) 既受給者等以外の者に対する認定時の支給要件の判定

既受給者等以外の者（毎年4月2日以降に年金生活者支援給付金の認定の請求を行う者をいう。）については、個人番号を活用した情報連携や請求者から所得証明書等の添付書類を求める方法等により所得情報等を把握し、その把握した時点の情報を用いて支給要件の判定を行い、認定事務を実施すること。

なお、9月30日までに認定された者についての10月分以降の継続認定処理については、国保中央会ルートにより取得した所得情報等に基づき、支給要件に該当するか否かについて判定を行い、支給要件不該当となった場合、10月分以降の年金生活者支援給付金の支給にかかる前年所得等の確認は、個人番号を活用して9月30日時点の状況で行うこと。

(3) 所得情報等の変動が生じた場合の事務処理

年金生活者支援給付金の支給要件における「所得」とは、1月から9月までの月分の年金生活者支援給付金については前々年の所得、10月から12月までの月分の年金生活者支援給付金については前年の所得とされている（法第2条第1項、第15条第1項及び第20条第1項）。また、補足的老齢年金生活者支援給付金受給者につき、前年所得額の変動が生じた場合には、補足的老齢年金生活者支援給付金の額の改定は、10月分から行うこととされている（法第13条）。

また、前年の所得情報等の変動を把握するため、法、令及び規則は、毎年4月1日時点での所得情報等の交換を国保中央会ルートにより行い、機構は前年の所得情報等を把握することとしている。

国保中央会ルートにより把握する前年の所得情報等は、市町村において毎年5～6月頃に確定する地方税情報を毎年7月31日までに機構へ提供するものであることを踏まえ、国保中央会ルートの情報により給付金受給者が年金生活者支援給付金の支給要件に該当しなくなることが確認された場合には、10月分の年金生活者支援給付金から支給しないこととすること。また、国保中央会ルートの情報により補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の前年所得額の変動が生じた場合には、10月分の補足的老齢年金生活者支援給付金から額の改定を行うこととすること。

なお、所得情報等については、市町村から所得情報等の提供を受けて支給要件の判定を行うことを想定しており、所得情報等の変動が生じたことについて給付金受給者に届出義務を課する規定等は設けられていないが、機構において所得情報等の変動の事実を実務上把握した場合には、支給要件に不該当であった期間について遡及して処分を行い、必要あらば不当利得の返還請求を行うこと。

(4) 所得情報等の変動を踏まえた老齢年金生活者支援給付金及び補足的老齢年金生活者支援給付金に係る事務処理

9月分の老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当している者であって、法第5条の規定による認定を受けているものが、当該年10月分の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当するときは、法第12条の規定にかかわらず、当該年9月30日において同条の規定による認定の請求があったものとみなし、新たに補足的老齢年金生活者支援給付金の認定の請求を行うことは不要とされている（令第11条第1項）。また、9月分の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当している者であって、法第12条の規定による認定を受けているものが、当該年10月分の老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当するとき

は、法第5条の規定にかかわらず、当該年9月30日において同条の規定による認定の請求があったものとみなし、新たに老齢年金生活者支援給付金の認定の請求を行うことは不要とされている（令第11条第2項）。この取扱いは、(3)と同様に所得情報等の変動が生じることを踏まえたものであることに留意し、適切に事務を取り扱うこと。

(5) 未申告者の取扱い

国保中央会ルート等により機構が市町村から提供を受ける所得情報等は、原則として市町村が保有する都道府県民税又は市町村民税に関する情報が用いられている。これらの税の申告を行っていない者（以下「未申告者」という。）であること等により、市町村が当該情報を機構に提供することが困難である場合には、市町村は、当該者に改めて所得の申告を求めるのではなく、「未申告」として所得情報等を収録し、機構に提供すること。

なお、この場合において、機構は、所得の申告義務が課されている者は適切に申告を行っているとの理解等の下、年金生活者支援給付金の支給要件の判定において、未申告者を非課税者として取り扱うこと。

（参考） 所得の申告義務を有しない者として、次に掲げる①及び②が地方税法第317条の2に規定されている。なお、②については、多くの市町村が条例により独自に地方税法上の申告義務を課さない者を定めている。

① 給与又は公的年金等の支払を受けている者であって前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの

② 所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるもの

(6) 請求者又は給付金受給者から年金生活者支援給付金の請求取下げの申出があった場合の取扱い

① 年金生活者支援給付金支給決定通知書を送付する前に請求者から書面をもって取下げの申出があった場合

請求に対する決定処分を行う前の申出となることから、簡易な請求書（はがき型）等の請求書は提出されなかったものとして取り扱う。

② 年金生活者支援給付金支給決定通知書を送付した後に給付金受給者から書面をもって取下げの申出があった場合

請求に対する決定処分を行った後の申出となることから、決定処分の取消しは行わず、申出を受理した日の属する月の翌月分の年金生活者支援給付金から不支給とする取扱いとする。

3 給付基準額の改定（法第4条）

給付基準額は年平均の全国消費者物価指数に応じて改定することとされていることから、必要に応じ、毎年度末に令を改正し、改定が行われるため、各年度におけ

る給付基準額は、別途通知するものであること。

4 年金生活者支援給付金の認定（法第5条、第12条、第17条及び第22条）

1で述べた年金生活者支援給付金の受給権の性質等に起因し、年金生活者支援給付金の「認定」には、年金制度における「裁定」と性格を異にする点がある。このため、年金生活者支援給付金の認定の事務処理を行うに当たっては、次の点に留意すること。

(1) 認定の性質

法第5条等の規定に基づく「認定」は、請求者の受給資格及び年金生活者支援給付金の額について行うものであるが、これは単なる確認行為ではなく、認定を行うことにより、所定の月（認定の請求をした日の属する月の翌月）から年金生活者支援給付金の支給が開始するという、新たな法律上の関係を設定する形成的行為であること（法第5条第1項、第6条第1項等）。この点、年金制度において受給権が存在することの確認行為である「裁定」とは、性格を異にしていることに留意すること。

(2) 認定と支給の関係

法第5条等の規定に基づく認定の請求がなされた際に、請求者が支給要件に該当しているかを審査し、支給要件に該当する場合に認定を行うこととなるが、認定後においては、支給要件に該当する状態が続く限り年金生活者支援給付金の支給が行われるものであること。このため、給付金受給者が支給要件に該当し続けている限り、毎月又は毎年、給付金受給者が認定請求を行う必要はないものであること。

また、年金生活者支援給付金の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、支給事由が消滅した日の属する月で終わることとされており、給付金受給者が支給要件に該当し続けている限り、新たに認定を行う必要はないこと（法第2条、第6条第1項等）。

機構は毎年、国保中央会ルートにより前年の所得情報等を把握するが、これにより、給付金受給者が支給要件に該当していることを改めて認定しているものではなく、2(3)に記載のとおり、年金生活者支援給付金の支給要件に該当しなくなったことが確認された場合に10月分の年金生活者支援給付金から支給しないこととするものに留まることに留意すること。

(3) 不支給となった場合の再度の認定請求

支給要件を満たさなくなれば年金生活者支援給付金の支給は終了するが、その後、再度支給要件に該当することとなった場合には、改めて法第5条等の規定に基づく認定の請求を行い、認定を受けることが必要であること（法第2条、第5条第2項等）。

(4) 年金生活者支援給付金の職権による種別変更

基礎年金と年金生活者支援給付金を受給している者について、新たに別の事由

に基づく基礎年金（以下「後発年金」という。）が遡及裁定され、後発年金に選択替えが行われた場合には、先発給付金（当初に受給していた基礎年金に係る年金生活者支援給付金をいう。以下同じ。）の認定請求日又は後発年金の遡及受発日のいずれか遅い日において、後発給付金（後発年金に係る年金生活者支援給付金をいう。）の認定請求があったものとして取扱い、当該日の属する月の翌月以降の期間について、職権により認定を行うこと。また、認定された期間のうち時効（2年）未消滅の期間について、先発給付金の過払及び後発給付金の未払が生じていることから、これらを内払調整の上、支払を行うこと。

なお、この取扱いは、先発給付金の認定請求の際に年金生活者支援給付金の支給を受ける受給意思が確認されていること、年金生活者支援給付金の種別は基礎年金の種別に応じて他律的に決定されるものであること、後発年金の遡及裁定という給付金制度外の事情変更であり遡って認定請求を行うことができない点について本人に帰責性がないことを踏まえた取扱いであることに留意すること。

(5) 過去に支給した年金生活者支援給付金について支給要件に該当しなかったことが判明した場合の事務処理

過去に支給した年金生活者支援給付金について支給要件に該当しなかったことが判明した場合には、当該支給要件に不該当であった期間について遡及して処分を行い、必要あらば不当利得の返還請求を行うこと。

なお、年金生活者支援給付金の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当することとなった場合において、その該当することとなった後の期間に係る年金生活者支援給付金の支給を受けようとするときは、(3)で述べたとおり改めて認定の請求が必要となるが、改めての認定請求を行うことができない点について本人に帰責性がない場合については、再びその要件に該当することとなった時点において、改めての認定請求があったものとして取扱い、職権により認定を行うこと。

5 年金生活者支援給付金の額の改定時期（法第13条、第18条、第23条及び附則第10条）

1(2)に記載のとおり、年金生活者支援給付金の額の改定契機については機構が把握可能であることから、機構は法第13条、第18条、第23条及び附則第10条に定める改定事由を把握した場合には、これらの規定に定める改定時期から、職権により適切に改定を行うこと。また、改定を行ったときは、給付金受給者に対して、年金生活者支援給付金支給金額変更通知書により通知すること。

6 支給期間及び支払期月（法第6条（第14条、第19条及び第24条において準用する場合を含む。））

(1) 年金生活者支援給付金の支給日

年金生活者支援給付金の支給日は、基礎年金の支給日と同日とすること。

(2) 年金生活者支援給付金の支給開始月

年金生活者支援給付金の支給開始月は、認定の請求をした日の属する月の翌月からが原則であるが、以下の場合には遡及が認められるものであること。

① 基礎年金の新規裁定時の特例（令第12条）

基礎年金の新規の裁定請求をした者から、当該基礎年金の受給権発生日から3月以内に年金生活者支援給付金の認定の請求がなされたときは、基礎年金の受給権を有するに至った日に当該認定の請求があったものとみなすものであること。

② 簡易な請求書（はがき型）を送付された者等に係る認定請求の特例（令第12条の2）

簡易な請求書（はがき型）の提出期間を十分に確保し、年金生活者支援給付金の未支給が生じないようにする観点から、毎年10月分の年金生活者支援給付金の支給要件に該当している者から、当該各年の10月1日から12月31日までの間に、簡易な請求書（はがき型）等の返送により認定の請求があった場合については、当該請求書を送付した年の9月30日に認定の請求があったものとみなして、10月分からの支給を行うこととする。

(3) やむを得ない理由により認定の請求ができない場合の特例（法第6条第2項）

(2)②のとおり支給開始月の特例が設けられているが、機構における事務手続上の事情等により、受給候補者に対する簡易な請求書（はがき型）又は通常の認定請求書の送付が遅れ、本人に帰責性がなく当該請求書を送付した年の12月31日までに請求を行うことが困難となることが考えられる。受給候補者に対する機構からの請求書の送付が遅れ、当該請求書を送付した年の翌年の1月1日以降となる場合については、法第6条第2項に規定する「やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合」として、当該理由がやんだ後、具体的には簡易な請求書（はがき型）等の到達後15日以内に認定の請求がなされたときは、当該請求書を送付した年の10月分の年金生活者支援給付金から支給を行うものとする。

7 事務費の交付（法第27条）

国は、市町村に対し、法又は令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付することとされており、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成31年政令第141号）、年金生活者支援給付金の事務費交付金の算定に関する省令（平成31年厚生労働省令第66号）、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付要綱等を制定していること。

8 旧法年金受給者で2以上の年金生活者支援給付金の支給要件に該当する場合における取扱い（令第36条）

旧法年金受給者で2以上の年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者について

ても、いずれか1の年金生活者支援給付金についてのみ請求を行うことができるものとされていることから、給付金受給者が複数の種別の年金生活者支援給付金を受給することはないことに留意すること。